

「表紙共 12枚」

令和6年2月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和6年3月8日(金曜日) 午後2時00分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1 番 石井照久	11 番 原田文利
2 番 中島浩司	12 番 中島幸一郎
3 番 飯田 隆	13 番 平川 修
4 番 穴井浩司	14 番 横田秀喜
5 番 河津祐二	15 番 川津清則
6 番 川良澄子	16 番 井上俊勝
8 番 湯浅正徳	17 番 財津満寿光
9 番 樋口虎喜	19 番 河津裕治
10 番 高瀬義徳	

4 出席事務局職員

局長 武内義則 主幹(総括) 今田秀樹 主査 麻生純一 主査 小野芳也 主任 中村 仁

2 月 定 例 総 会 議 事 日 程

- 1 開会および総会成立宣言
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案訂正
- 5 議案審議
 - 第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
 - 第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件
 - 第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件
 - 第4号 現況証明書（非農地証明書）の発行について
 - 第5号 3月調査委員の選任について
- 6 報告
 - 第1号 農地法施行規則第29条第1号該当による届出の件
 - 第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用集積等促進計画について
 - 第3号 農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく合意解約について
- 7 その他
 - (1) 学校給食への地産地消の取組
日田市教育庁 学校給食課

(2) 3月現地調査

日 時：3月25日(月) 午前9時～

※ 調査委員のみ

(3) 3月調査委員会

日 時：3月28日(木) 午前9時～

※ 会長・副会長・調査委員

(4) 3月定例総会

日 時：4月8日(月) 午後2時～

会 場：7階 大会議室

(5) 行事日程

3月22日(金) 常設審議委員会(大分市) *会長

(6) その他

・「2月分 農業委員会活動記録簿」の提出日

・「2月分 戸別訪問聞き取り用紙、集計表」の提出日

<p>事務局長 (武内義則)</p>	<p>それでは、定例総会を開会いたします。</p> <p>本日、農業委員は、18番 梶原真悟委員から欠席届が提出されました。</p> <p>推進委員は、前津江区域の佐藤学委員から欠席届が提出されましたので御報告いたします。</p> <p>総会の成立でございますけれども、委員総数18名中、出席委員17名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することを御報告いたします。</p> <p>また会議に入ります前にお断わりさせていただきますけれども、議事進行上、発言される場合は、挙手をして、議長が指名した後に発言されるようお願いいたします。</p> <p>携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードにさせていただきますよう、再度、確認をお願いいたします。</p> <p>それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。</p> <p>会議規則第8条により、会長が会議の議長を務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、大変お疲れさまでございます。</p> <p>2月15日に農業委員の綾垣和子委員が亡くなりました。綾垣委員は、中立委員として、仕事を頑張っておりました。長男の方より、農業委員の方々、推進委員の方々へ、ありがとうございます、と伝えてください、との伝言がありましたので報告させていただきます。</p> <p>また、先日、農業食料基本法が閣議決定されております。農業委員会を取り巻く環境が変わってくることが確実でございます。全員で力を合わせながら、頑張っていきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは着座いたしまして、議事を進行してまいりたいと思っております。</p> <p>会議規則第17条により、議事録署名委員は、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>

<p>議長 (石井照久)</p>	<p>(異議なしの声)</p> <p>はい。議事録署名委員、11番の原田文利委員、12番の中島幸一郎委員のお二方をお願いしたいと思いません。</p> <p>それから議案訂正がございましたら、事務局お願いいたします。</p>
<p>事務局 (今田秀樹)</p>	<p>本日は議案訂正はございません。 以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。では早速、議案の審議に入りたいと思います。 今回の調査委員は、4番 穴井浩司委員、10番 高瀬義徳委員、14番 横田秀喜委員の3名の方でございました。 調査委員長を4番の穴井浩司委員の方をお願いしたいと思います。 それでは穴井委員、調査委員長として一言お願いいたします。</p>
<p>調査委員長 (穴井浩司)</p>	<p>皆さん、こんにちは。 今月の調査委員長を仰せつかりました穴井でございます。 2月22日に高瀬委員、横田委員、それと事務局4名と現地調査を行っております。 今回は、農地法3条の規定によります許可申請が6件、農地法第4条の規定によります許可申請が3件でございました。 詳細につきましては、事務局の方から説明がありますので、慎重なご審議をお願いいたします。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ありがとうございます。 それでは、第1号議案の第3条の規定による許可申請の件、6件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (麻生純一)</p>	<p>それでは議案1頁、議案第1号 農地法第3条についてです。 今月は6件の申請がありました。 番号11、前津江町赤石〇で、地目は台帳・現況ともに田、面積が1,115㎡です。 譲渡人は日田市財津町の〇さんで、譲受人は日田市前津江町の〇さんです。農地が遠方であるため譲り渡したい、譲り受けて規模を拡大したい、とのことでの申請です。スライドにいけます。日田市前津江町方面に進みまして、赤石老人憩の家のところを曲がりまして、赤石老松神社を抜けたところの赤い丸のところの農地となっております。こちらは遠景の航空写真です。こちらが近景の航空写真です。こちらが字図です。こちらに関しましては、令和5年11月にこちらの〇の方の申請を出されまして、3条で、この方、〇さんが許可をいただいているところになります。ここら辺、全てが一体的にこの方になりますので、今回所有できると、一体管理が可能ということになります。写真方向を入れておりますので、こちらから流したいと思います。こちらが〇の現況写真です。 続いて番号12、前津江町大野〇ほか2筆で、地目は、〇は台帳・現況ともに田、〇は台帳が畑、現況が田、〇は台帳・現況ともに畑、面積が合計946㎡です。 譲渡人は日田市前津江町の〇さんで、譲受人は日田市前津江町の〇さんです。体調不良のために譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。スライドにいけます。県道日田鹿本線を前津江振興局の方に進みまして竹の上の付近になります。赤い丸のところの農地になります。航空写真です。近景の航空写真です。字図です。農地が大きいので、写真方向を二つ撮っております。①市の方で全体像、②の方で一番上の農地を写しております。こちらが写真方向①の全体の現況写真になります。こちらが〇の現況写真になります。 続いて番号13、大字大肥〇で、地目は台帳・現況ともに田、面積が1,077㎡です。</p>

譲渡人は日田市大肥本町の〇さんで、譲受人は日田市大肥本町の〇さんです。体調不良のために譲り渡したい、譲渡人より相談があり譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。スライドに行きます。国道211号線を、東峰村方面に進みまして、大明小中学校の裏側になります赤い丸の農地になります。航空写真です。近景の航空写真です。字図です。こちらの方は、基盤整備が行われている農地になりますので、もう既に大きな一枚の田となっております。こちらが現況の写真になります。

続いて番号14、大字内河野〇と〇で、地目は台帳・現況ともに田、面積は合計1,795㎡です。

譲渡人は福岡県の〇さんで、譲受人は日州市内河町の〇さんです。農地が遠方のため譲り渡したい、譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。スライドに行きます。石井小学校の方から上がってきまして、県道朝田日田線を上がった内河町公民館を通り抜けた赤い丸で示した農地2ヶ所分になります。こちらが航空写真です。こちらは近景の航空写真です。字図です。こちらは〇の現況の写真になります。こちらが〇の現況の写真になります。

次に行きます。番号15、大字夜明〇ほか2筆で、地目は台帳・現況ともに畑、面積が合計767㎡です。

譲渡人は福岡県の〇さんで、譲受人は日田市夜明中町の〇さんです。相続したが遠方に住んでいるため譲り渡したい、住宅と農地を譲り受けて家庭菜園をしたい、とのことでの申請です。スライドに行きます。国道386号線を福岡県方面に進みまして、夜明駅付近を右折して入りました赤い丸のところの農地になっております。航空写真です。近景の航空写真です。字図です。農地が広いため、写真方向をこちら側からの一番目と、この奥から撮りました2枚目として流していきます。これが写真方向①、〇と2の2筆の現況写真です。こちらが〇の現況写真になります。

続いて番号16、大字三和〇ほか2筆で、地目は台帳・現況ともに畑、面積が合計15,621㎡です。

譲渡人は日田市新治町の〇さんで、譲受人は日田市坂井町の〇さんです。体調不良により自主耕作及び管理が困難になったため譲り渡したい、売買の打診があったため譲り受けて規模拡大したい、とのことでの申請です。スライドに行きます。三和小学校前の市道を小野方面に進みまして赤い丸のところの農地になります。航空写真です。近景の航空写真です。字図になります。3ヶ所ありますので、順に現況写真を流していきます。〇の地番のところは一番広い農地になりますので、写真方向を右側と左側という風に流していきま

	<p>す。こちらは○の写真方向右側の方になります。こちらが左側になります。○の現況写真です。○の現況写真になります。</p> <p>それでは、現地調査にご同行いただきました調査委員長から、ご意見をいただこうと思います。</p> <p>調査委員長 (穴井浩司) はい。28日に調査委員会を開催しておりますが、その中では、今後も農地として使っていくということで、特に問題は無いということになりました。</p> <p>事務局 (麻生純一) ありがとうございます。 それではチェックシートについてです。資料No.1の1から2頁が、農地法第3条についてになっております。全てに該当しないことが条件になります。書類審査、現地確認で該当しないことを確認しています。私からは以上です。</p> <p>議長 (石井照久) ありがとうございます。 事務局の報告、また調査委員長の報告にあるように、許可という結論でございます。皆さんの中で何かあれば、ご発言をいただきたいと思います。 よろしいですか。 (はいの声)</p> <p>議長 (石井照久) それでは、別紙チェックシートのとおり農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。 ご承認いただきましょうか。ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p>
--	---

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方々挙手をお願いいたします。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。 全員賛成でございます。第1号議案は原案通り決定いたしました。</p> <p>引き続きまして、議案第2号4頁ですね。 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請の件、3件でございます。 事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>では私から、議案第2号 農地法第4条の申請について説明いたします。 今月は3件の申請が出ています。 番号2、申請地は大山町西大山〇、こちらは第2種農地になります。地目は台帳・現況ともに畑、面積は1,886㎡です。 申請人は熊本県の〇さんです。申請理由は、植林し山林として利用するためです。それでは場所の説明です。こちら松原ダムから県道栃野西大山線を中津江村方面に向かいまして、日田消防署大山出張所を過ぎて、西側に入った赤い丸で示したところになります。こちらが航空写真です。こちらが、航空写真を拡大したものになります。こちら、赤で囲んでいるところが対象の農地となっております。こちら、隣接農地が4筆ございますが、2筆については同意が取れておりません。そちらは、この黄色で囲んでいる2筆になります。〇と〇となっております。こちら、この〇なのですが、遡って所有者を探しましたが、こちらたどり着</p>

けなかった、ということになります。次に、この○ですが、こちらは所有者にたどり着いておるんですが、施設に入っております、同意書が取れないという状況になっております。詳しい対象農地の状況などは、この後現況写真の方で説明いたしますので、よろしく願います。こちらが字図になります。この字図に振っております番号ですが、次の現況写真の写真の順番になります。農地が大きかったので、こちら①の方向と②の方向で撮っておりますので、順番にお見せいたします。こちらが撮影方向①の現況写真になります。左上の方、切れてる部分、こちらが撮影方向になっております。こちらが撮影方向②の部分になっております。現状はこのようになっております。それでは次に同意の取れておりません2筆の写真になります。こちら現状このようになっております。もう筆の境などが判りませんでしたので、大体、この○と○が写ってる箇所を出しております。こちらが○を拡大した写真になります。続きまして、○を拡大したものになっております。両筆とも現状は荒れている状況でございますので、現地調査及び調査委員会で問題無いという判断をいたしております。

続いて番号3です。申請地は大字友田○と○の第3種農地になります。地目は台帳 畑、現況 宅地、面積は2筆合わせまして150㎡です。

申請人は佐賀県の○さんです。申請理由は、既に宅地の一部として利用していますが、許可を受けていなかったため申請するものです。こちらは追認の案件となりますので始末書徴取いたします。場所の説明です。こちら国道212号玉川バイパスを北上いたしまして、その交差点を西側に入りました光岡小学校の前の、この赤い丸で囲んでいる部分になります。こちらが航空写真です。こちらが航空写真を拡大したものになります。こちらが字図です。続いて現況写真です。こちら家の裏側に当たる部分、写真では見えませんが、○がございまして、その隣に○がございまして、写真をちょっと奥で拡大したものになります。○がこちらにありまして、家の部分に○がございまして、続いてこちらが○から○を撮影した写真になります。もう現状、家が建っているような状況で家の一部となっている状況です。続いて逆側です。○から○を写した写真になります。現状、すでにコンクリートが張ってありまして、庭として利用している状況となっております。

続いて番号4です。申請地は田島本町○の第3種農地になります。地目は台帳 田、現況 雑種地及び

畑、面積は398㎡です。

申請人は愛知県の〇さんです。申請理由は、既に申請地の一部を貸し駐車場用地として利用しているが、許可を得ていなかったため、また、今回新たに農地部分を貸し駐車場用地として利用するため、申請しております。こちら追認の案件となっておりますので、始末書徴取いたします。場所の説明です。こちら日田市役所がございまして、日田市役所から西側に進み、藤蔭高校を過ぎまして、南側に入った、この赤い丸で示した部分になります。こちらが航空写真です。続いて航空写真を拡大したものです。こちら赤で囲んでる部分が対象の農地となります。黄色の破線で囲んでる部分、これが今既に貸駐車場として利用している部分になります。今回この赤で囲んでる部分と、破線の部分が重なってる部分が、既に貸し駐車場として使っている部分になります。その右側のこの緑の部分が残ってる部分は、今度、新たに申請いたしまして、貸し駐車場にする部分となっております。こちらが字図です。続いてこちらが現況の写真です。この赤の部分が対象の農地となっております。こちら奥のですね、まだ農地になってる部分の写真が、こちらになっております。

4条は以上となります。

それでは、現地調査にご同行いただきました調査委員長から、ご意見をいただこうと思います。お願いいたします。

調査委員長
(穴井浩司)

それではですね。まず、2番の件なんですけども、これにつきましては、隣接地ですね、あの2件の同意が取れておりません。しかしながら、所有者が調べても「不明だ」ということと、もう1人の方が施設に入って行って、もう、なかなか自分でサインが出来るような状況ではない、ということとございました。で、そのですね、隣接地の現状を見ますと、もう耕作放棄地になっておりまして、荒れておりましたので、これについてはですね、同意書が取れなくても「許可相当であろう」ということで、調査委員会では判断いたしました。

それと、3番につきましてはですね、もう住宅が建っております。この部分につきましては、ちょっと以前の航空写真、平成13年に撮った市の航空写真を、確認しましたが、その写真においても、もう住宅が、

<p>事務局 (小野芳也)</p> <p>議 長 (石井照久)</p>	<p>建っておったということですね、始末書ということですね、「許可相当」としております。</p> <p>それと4番目ですね、田島本町の駐車場部分につきましては、調査委員会の中で半分駐車場で使っていると、それと半分は農地になっている、ということですね、厳密にして、分筆をしてですね、半分については、非農地証明をして、それが終わった段階で転用許可を出してもらおうかという話になったんですけども、〇さんという方がですね、実は日田にですね、ずっと住んでいなくてですね、令和4年に、相続登記をされております。その中で、固定資産台帳とかをですね、確認しましたら、地目の間違いに気がついた、ということですね、今回ですね、台帳の整理をしたことによって、農業委員会にですね、申請が上がっているもの、ということが判りましたので、本人が意図的に、やったものではないということですね、調査委員会におきまして、始末書で、「許可相当」ということで、話が決まりました。</p> <p>以上でございます。</p> <p>はい、ありがとうございました。</p> <p>それではチェックシートにいけます。チェックシートは資料No.1の3頁から4頁に4条がございます。こちら、全ての項目に該当しないことが、許可の要件となっておりますが、こちら全ての項目に該当していませんので、許可は問題ございません。</p> <p>私からは以上となります。</p> <p>はい、ありがとうございます。</p> <p>事務局の議案説明及び調査委員長の説明にあるようにですね、追認が2件ですね。ほかには問題が無いというような意向でございます。</p> <p>皆さんの中で何かあればご発言いただきたいと思います。よろしいですか。</p>
---	--

<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、どうぞ。</p>
<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>9番の樋口です。 2番ですけど、今、調査委員長の方から説明ありましたが、隣接同意ですね、取れてないということですけど、申請理由の備考欄には、添付って書いてますけど、これは間違いですか。添付はしてるんですか。「隣接農地同意書添付」が要りますけど、無いですよ、という意味で書いてるんですか。申請理由のところ。</p>
<p>事務局 (小野芳也)</p>	<p>はい。私の方が説明いたします。 すいません。最初の説明の中に抜けておりましたて申し訳ございません。こちら4筆ございまして、2筆分はですね、取れておりますので、その2筆分が、ここに取れてる分として書かせていただいております。残り2筆が取れてない、というような状況でございます。 以上です。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>樋口委員、よろしいですか。</p>
<p>9番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>ほかにございますか。はい、無ければですね、この件につきまして別紙チェックシートのとおり、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えます。ご承認いただきましょうか、ご賛同いただける農業委員の方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>全員ですね。はい、ありがとうございます。 ご賛同いただける推進委員の方を、挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。 全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり許可相当といたします。</p> <p>はい、調査委員長、お疲れでございました。</p>
<p>調査委員長 (穴井浩司)</p>	<p>すいません。あの、この中でですね、事前着工している中で、始末書を取るか取らんかということが、ちょっと非常に、問題となってくるのかなあ、と思ってます。それで、何か農業委員会の中で、こういう場合は始末書するとか、現況復旧させるとか、っていうのが、はっきり決まってるので、また、どこかの機会です、そういう話をしたらどうかなということで、調査委員会でも意見が出た、ということをお報告させていただきます。</p> <p>本当に今日ありがとうございます。失礼します。</p>

議 長
(石井照久)

続きまして6頁ですね。議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、新規15件、再設定8件でございます。この中にですね、議事参与の方がお二方おられますので、退出をお願いしたいと思います。

2番 中島浩司委員、12番 中島幸一郎委員のお二方、退室の方をお願いいたします。

(中島浩司委員・中島幸一郎委員 退室)

よろしいですか。

はい、それではですね、2番中島浩司委員、9頁から12頁、No.29から35、借り手 有限会社中島農場でございます。それと12番 中島幸一郎委員ですね、12頁、No.36、借り手〇さんとなっております。

この2件につきまして、よろしいでしょうか。

(はいの声)

はい、ありがとうございます。

入室、お願いします。

(中島浩司委員・中島幸一郎委員 入室)

それでは続けたいと思います。

それぞれの委員の方々のエリアにおいて、ご確認をお願いしたいと思います。

問題があれば、挙手をしてご発言願いたいと思います。

よろしいですか。

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>はい、それではですね、計画要請の内容は別紙チェックシートのとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号及び基本構想の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご意見が無かったら、ご承認いただきましょうか。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>(はいの声)</p> <p>はい、ありがとうございます。承認いたしたいと思います。</p> <p>続きまして19頁、議案第4号 現況証明書（非農地証明書）の発行について、4件でございます。事務局は説明をお願いいたします。</p>
<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>それでは、議案集19頁、議案第4号 現況証明書の発行についてです。今月は4件申請が上がっております。</p> <p>番号2、大字友田〇で、地目は台帳が田、現況は宅地、面積は477㎡です。</p> <p>申請人は玉川町の〇さんです。申請理由は、農地法の許可を受け転用したが、登記地目を変更しないまま許可証を紛失したため申請するものです。場所ですが、国道386号の玉川交差点から西へ進んだ道路沿いの赤で囲んだところです。現在、〇さんの店舗があるところになります。次が航空写真です。こちらが拡大した写真になります。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。〇さんの〇の店舗が建っている敷地になります。平成2年3月31日に店舗用地として5条許可が出ていますので、発行基準2、農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当するものです。</p> <p>続きまして番号3、大字庄手〇ほか一筆です。地目は台帳が田、現況は雑種地、面積は合計で465㎡です。</p>

申請人は亀川町の〇さんです。申請理由は、農地法の許可を受け転用したが、登記地目を変更しないまま許可書を紛失したため申請するものです。場所の説明に行きます。玉川バイパスから県道石井庄手線に入り、中釣町の交差点から南へ入ったところ、赤で囲んだところです。次が航空写真です。こちらが拡大した写真です。赤で囲んだところが申請地となります。黄色で囲んだところは、この後の番号4の申請地となります。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。手前が〇、奥が〇になります。こちらは少し奥の写真です。2筆とも昭和47年12月4日に、資材置場用地として5条許可が出ていますので、発行基準2 農地転用許可申請書に記載した目的どおりに転用され、非農地化した土地に該当するものです。

続きまして番号4、大字庄手〇で、地目は台帳が田、現況は雑種地、面積は9㎡です。

申請人は亀川町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためです。場所は、先ほどの番号3のすぐ近くとなります。こちらが航空写真です。こちらが拡大した写真です。赤で囲んだところが申請地となります。黄色で囲んだところは、先ほどの番号3の申請地となります。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。過去の航空写真からも、先ほどの番号3で転用された資材置場と一体となって使用されていることが確認出来ており、発行基準5 既に農地または採草放牧地以外の土地となっていることが明白であるもので、非農地化後20年以上経過していることなど、その他各種要件を満たしているものに該当するものです。

続きまして番号5、大字東有田〇で、地目は台帳が田、現況は雑種地、面積は44㎡です。

申請人は、諸留町の〇さんです。申請理由は、現況に合わせて地目を整理するためです。場所ですが、県道日田玖珠線を玖珠方面へ向かう途中、日向野橋を渡って、すぐ南へ入り、日向野公民館を通り過ぎた少し先の赤い丸で囲んだところです。こちらが航空写真です。こちらが拡大した写真です。こちらが字図です。こちらが現況の写真です。道路から奥の農地へ下りるための進入路となっており、発行基準3 転用許可不要要件に該当し、非農地化した土地に該当するものです。

以上の案件につきまして、各地区ご担当の推進委員さんからご意見をいただこうと思いますので、よろしくをお願いします。

<p>推進委員 (伊藤 武士)</p>	<p>伊藤委員、お願いします。</p> <p>光岡区域担当の伊藤です。 当該物件は○が、現状営業してますので、非農地という感覚で、間違いなくやっているという風に、ご報告いたしたいと思います。 以上です。</p>
<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>末武委員、よろしくお願いします。</p>
<p>推進委員 (末武正則)</p>	<p>2月26日に、職員と現地調査を行いました。 ここは○の資材置場ですね。3番・4番とも非農地で間違いありません。</p>
<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>穂本委員よろしくお願いします。</p>
<p>推進委員 (穂本基稔)</p>	<p>はい。東有田①区域の穂本です。 2月26日の日に事務局と現地調査を行いました。転用不可不要要件に該当しておるものと、見てですね。確認をしております。</p>
<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>ありがとうございました。 事務局からの説明は以上となります。</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい。今、事務局より説明がありました。また、推進委員の方の説明もございました。 議案第4号 現況証明書の発行につきまして、よろしいでしょうか。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>樋口委員どうぞ。</p>
<p>9 番 (樋口虎喜)</p>	<p>2番とか3番ですが、普通、5条で、この○の横の土地とかを買った場合は、許可書は所有権移転の時は、法務局に添付するですね。そのときに原本を還付してないんじゃないかなと思うんです。だから手元に許可書が無いから、こういう感じじゃないかと思うんですよね。4条で自分でしておけばね、手元にあるかもしれんですけど、ですので、5条でしたときには、農業委員会ですら許可を出すときに、そういった指導をですね、されてるかもしれませんが、そういった指導をして、法務局につけますのでね、許可書、その原本を還付しなさいという指導を、恐らく、代理人を通じてやるのかもしれませんが、そういった指導ができるのであればですね、そうした方が、こういった手間が省けるんじゃないかなと思っておりますので、意見として申し上げます。</p>
<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>はい。</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、何かほかにございませんか。 はい。原田委員どうぞ。</p>

<p>11番 (原田文利)</p>	<p>はい。11番 原田です。</p>
	<p>今に関連してですけど、要は地目変更の手続を取ってない、ということですよ。前も聞いたんですけど、こういう場合、許可書の再発行、というのは出来ないんですかね。</p>
	<p>今回になって、改めて、こう地目を変更したい、ということで、出てきたと思うんですけどね。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>事務局、お願いします。</p>
<p>事務局 (中村 仁)</p>	<p>はい。</p>
	<p>許可書の発行から10年間までは、再発行ではないんですけど、許可書を出したことの証明書をもって、法務局の登記が出来るようにはなっています。</p>
	<p>ただ保存年数とかの関係で、10年以上経っているものは、許可書とか、実際の控えとかが無いもので、非農地証明で対処するようになってます。</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>はい、ほかにございますか。 よろしいですか。</p>
	<p>(はいの声)</p>
<p>議長 (石井照久)</p>	<p>それでは、議案第4号 現況証明書（非農地証明書）の発行について、でございましたが、発行してよろしいでしょうか。</p>
	<p>(はいの声)</p>

<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、それでは、この4件発行いたしたいと思います。</p> <p>続きまして21頁ですね。</p> <p>議案第5号 3月調査委員の選任について、です。</p> <p>日田市農業委員会委員の現地調査実施要綱第3条の規定に基づき選任するもの、でございます。</p> <p>私の方から、ご指名でよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (石井照久)</p>	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>それでは、3番 飯田隆委員、6番 川良澄子委員、12番 中島幸一郎委員の3名の方をお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、次に報告に入りたいと思います。</p> <p>(事務局から報告・その他 日程等説明後終了)</p>

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和 6年 4月 8日

議 長 会 長

署 名 委 員 1 1 番

署 名 委 員 1 2 番